

午前九時〇〇分開議

○議長（繁田拓治君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 報告第1号 令和6年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） おはようございます。

報告第1号 令和6年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。

先に、令和6年度決算に係る健全化判断比率について申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定の中で、地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならないとなっております。

まず、当町の算定結果では、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率につきましては、どちらも黒字決算なので、赤字比率は発生なしということでございます。

また、実質公債費比率は、公債費に公営企業の元利償還金に対する一般会計からの繰入金や一部事務組合の地方債の元利償還金に対する町の負担金等を加えて算出する指数で、実質的な公債費の標準財政規模に対する比率でございまして6.8%でございます。

なお、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%であります。

将来負担比率は地方債の残高をはじめ、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める比率でございまして、今回はマイナス59.3%であり、マイナスの表記はしませんので、将来負担比率も発生なしとなります。

なお、早期健全化基準は350%であります。

前年度と比較して、実質公債費比率は0.3%の増で、将来負担比率では31.0%の減となっております。

次に、資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定では、公営企業を営営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならないとなっております。

当町での対象会計は、美浜町下水道事業会計及び水道事業会計の2会計で、これら

れの会計につきましても資金不足は発生しておりませんので、資金不足発生なしという結果でございます。

健全化判断比率のうち一つでも早期健全化基準以上になった場合には、財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合にも、経営健全化計画を定める必要がありますが、当町は全ての基準を下回りましたので、これらの計画の策定は必要ございません。

以上が、報告第1号でございます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

本件については報告事項ですので、これで議了します。

日程第2 議案第1号 電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約を廃止する規約についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 議案第1号 電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約を廃止する規約について、細部説明を申し上げます。

津波被害を受ける可能性が低い日高町役場内に設置しております戸籍データを格納する電子情報処理装置について日高町、由良町及び美浜町で共同利用するために、平成27年6月18日の本議会において、その装置の保守及び運営に必要な電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約を可決いただいた次第であります。

可決後は、規約に基づき装置を設置しております日高町に保守及び運営を委託しておりましたが、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、現行の戸籍に関するシステムが標準準拠システムへ移行することになり、日高町への委託は廃止となるため、電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約を廃止するものでございます。

附則としまして、この規約は、標準準拠システムへの移行日に合わせて、令和8年1月26日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。

委託事務が終わるんですから、委託料は減額になると。1月何日でしたっけ、ちょっと聞き漏らしましたが、そこからうちのほうでするのかどうか分かりません。その辺、また費用が発生するのか、結局、差引きどうなるのか、そのあたり少しご説明願えますか。

○議長（繁田拓治君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） お答えします。

標準準拠システムへの移行になりますので、日高町への委託料というのはその時点でもう終了になります。その後は標準化のガバメントクラウドの関係になりますので、費用に

つきましては、今現在、日高町への委託料としては38万円ほどの費用、年間ですけれども、ガバメントクラウドの標準化後については、保守料等いろいろ含めてですけれども、予算上でちょっと計上させていただいているのは月41万3千円増の形になります。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷議員。

○9番（谷進介君） 微々たる金額ですけれども、差引きにはプラスが出るみたいで、その辺についてのお考えは何かあるんですか。せつかく共同というのにわざわざ。お考えをお聞きします。

○議長（繁田拓治君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 先ほどの細部説明でもお話させていただきました地方公共団体の標準化に関する法律というのが前にありまして、やはり地方公共団体のシステムの共通化ということに取り組みなければならないということもありますので、もうここでそちらへの移行は致し方ないとは私は思っています。

以上です。

○議長（繁田拓治君） ほか、ないですか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約を廃止する規約については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 美浜町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 議案第2号 美浜町印鑑条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、印鑑登録証明の申請時における本人確認書類の提示を条文に明記することや、本年の10月1日から予定しております個人番号カード等を利用した印鑑登録証明の申請が全国のコンビニエンスストアや三尾郵便局などで行えるよう条例を改正するものでございます。

以下、条文に沿ってご説明いたします。

第5条の改正は、語句の修正でありまして、法令で使用されているものに改正いたしません。

第14条の改正は、印鑑登録証明の申請の際に行っております個人番号カードや運転免許証などにより本人確認書類の提示や、個人番号カードを利用した印鑑登録証明の申請がコンビニエンスストアや三尾郵便局などで行えるようになることに併せて、印鑑登録者自らが、役場の窓口で本人確認のために個人番号カードを提示して印鑑登録証明の申請をする場合は、印鑑登録証の添付を省略することができる規定を加えるものでございます。

第14条の2の追加は、個人番号カード等を利用した印鑑登録証明の申請が、全国のコンビニエンスストアや三尾郵便局などの多機能端末機で行えるよう、条文を追加するものでございます。

附則としまして、この条例は、令和7年10月1日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 5番。

確認ですけれども、コンビニエンスストアというのは24時間使えるかと思うんですけれども、三尾地区に関しましては郵便局というあたりで、設置場所、もしくはその使用時間に関してご質問します。

○議長（繁田拓治君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） お答えします。

三尾郵便局につきましては、三尾郵便局局内へ、さきの端末機を設置いたします。

利用可能時間につきましては、郵便局の営業時間と同じで朝9時から5時までとなっております。

以上でございます。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 前からも何回も聞いていますが、個人番号カードですか、これはもう95%ぐらいになったんですか。普及率ちゅうか、それをお聞きします。

○議長（繁田拓治君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） お答えします。

令和7年8月31日現在ですけれども、交付率につきましては92.4%でございます。この数字につきましては、過去も、お亡くなりになられた方等も含んだ方に交付した形になっておりまして、人口が要するに減っていつている中で分母が小さくなっていつているんですね。その結果、率も上がってしまうという、ちょっとおかしなところもあるんですけれども、これはもう公表されている数字でありまして、国から出ている数字であります。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。

もともと、何かこれ、早くコンビニやあちこちでしろよみたいな話があった中で、マイナンバーカードの交付率云々ということでこうなったという答弁をいただいた記憶がありますが、今のそういうことでありましたら、言い方は悪いですけども、実態とは少しかけ離れているわけじゃないが、少し違う場合もあると。現実はもしかしたら、生存者の方という表現がいいのかどうか分かりませんが、その方たちに対する交付率だと今の数字よりも下がるのではないかと。

このあたり、どんなふうな努力を今もしているんですか。何かあまりマイナンバー、マイナンバーというような広報を聞いた記憶が、私の勘違いかも分かりませんが、あまり感じられないので。あと少し、例えば95%とか98%ぐらいまであつてしかるべきというか、それが理想かなというのが一般的な考え方だろうと思うんですけども、その辺、課としてはどのようなご努力をされているんでしょうか。

○議長（繁田拓治君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） お答えします。

住民課としまして、私ども交付の担当でございます。その交付率を上げるための努力とございますか、やはりマイナ保険証がやっぱり義務づけられてきているという状況がありまして、その影響で交付率も上がってきているという状況でございます。特段、交付率を上げるようなことは、今こっちで努力は何かしているわけではございません。

○議長（繁田拓治君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） ちょっと僕が聞き漏らしたあつてあれなんかも分からんのでしようもない質問になるんかも分かりませんが、このコンビニエンスストアというのは、これは町内のコンビニエンスストアというふうに限定される格好ですか。

ほんで三尾の郵便局、三尾の区民の方は町内のコンビニエンスストアでの配付はできるんでしょうか。その辺、2点お願いします。

○議長（繁田拓治君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） コンビニエンスストアの交付につきましては、全国のコンビニエンスストアで交付できます。

三尾にお住まいの方につきましても、三尾郵便局もそうですし、全国のコンビニエンスストアで、和田、松原の方につきましても、三尾郵便局でも取れますし、全国のコンビニエンスストアでも取得可能です。

以上です。

○議長（繁田拓治君） ほか、ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 美浜町印鑑条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第3号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、令和7年6月4日に公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行され、選挙公営に係る選挙運動用ビラ及びポスター等の作成単価が引き上げられたことから、国の基準を参考として規定している本条例について、単価の改正を行うものでございます。

第8条中、選挙運動用ビラの作成の公費負担額について、1枚当たりの作成単価「7円73銭」を「8円38銭」に改めます。

第11条中、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額について、1枚当たりの作成単価「541円31銭」を「586円88銭」に改めます。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、適用区分として、本条例の施行の日以後に告示される選挙について適用することといたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。ないですか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 美浜町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第4号 美浜町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が本年1月8日に公布され、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等が図られることに伴い、所要の条例整備をするものでございます。

改正の内容は、職員が本人またはその配偶者が妊娠し、出産したこと等を申し出た場合における情報提供・個別の意向確認・意向配慮等や、3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に係る情報提供・意向確認等を行うための規定を追加するものでございます。

介護両立支援制度等について職員に周知し、意向確認や情報提供を行う規定を定めた第8条の3は、第13条として新たに規定し、また介護両立支援制度に係る研修や相談体制等、勤務環境の整備に関する規定を定めた第8条の4は第14条として新たに規定いたします。

第12条は、第15条に条ずれします。

新たに追加する第12条は、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等を規定してございます。

第1項は、任命権者は、育児休業条例で規定する妊娠または出産の申し出があった場合に申出をした職員に対して講じる措置の規定でございます。第1号は、申出職員の仕事と育児との両立に係る出生時両立支援制度等を知らせるための措置でございます。第2号は、出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置でございます。第3号は、申出に係る子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置でございます。

第2項は、3歳に満たない子を養育する職員に対して講じる措置の規定でございます。第1号は、対象職員の仕事と育児との両立に係る育児期両立支援制度等を知らせるための措置でございます。第2号は、育児期両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置でございます。第3号は、3歳に満たない申出に係る子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置でございます。

第3項は、第1項第3号または第2項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに対して配慮しなければならないことを規定してございます。

附則として、この条例は、令和7年10月1日から施行し、経過措置の規定は、公布の日から施行いたします。

補足といたしまして、本条例改正に関する資料をお手元に配付させていただいております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 2番。

この条例の第14条の介護両立支援制度の請求の部分ですけれども、これ、今まで8条の4にあったやつが14条になったということで、条が移動しただけなのかなというようには理解しているんですけれども、実際、この措置を講じなければならないで、措置現在されていると思うんですけれども、現在どんな状況で、ほいで皆さんの職員の人たちの環境というのかな、取りやすい。なかなかこれ、配偶者の介護ということで限定されているので、皆さんお若いんでなかなかそういう機会が少ないんかも分かりませんが、大体、今、町ではみんな、こんな言いやすいようになっているのかなとか、その辺のちょっと結果とか成果というのかな、その辺ちょっと聞きたいです。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 龍神議員にお答えします。

ただいま質問の特に介護のほうの条例について、この条ずれしたということに関してのことと理解します。

実際、その条例については3月議会において承認いただいたものでございまして、今までは大体、無給にはなりますんで年休で対応しているということが経緯としてはどうございます。ただ、それにはまらない職員も最近できまして、令和7年度におきましても、そういった介護休暇に関する事例なり相談というのが3月以降発生しておりまして、その都度で対応しているところでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） ほか、ございませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 美浜町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第5号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が本年1月8日に公布され、勤務時間の一部について勤務しないことができる部分休業制度が拡充されたこと等に伴うものでございます。

改正の内容は、育児部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の取得に加え、1年につき10日相当の77時間30分を超えない範囲内の取得が追加されることになり、職員はいずれかの形態を選択可能となります。

それでは、条文に沿ってご説明いたします。

第1条の改正は、引用箇所の改正でございます。

第8条、第10条、第18条の改正は、語句の整備でございます。

第19条の改正は、見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、第2項中「勤務しない職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改めます。

新たに加える4つの条についてでございますが、第19条の2は、第2号部分休業の承認の規定で、原則として1時間を単位とするものでございます。第19条の3は、部分休業の期間の規定で、部分休業の請求を申し出る期間を毎年4月1日から翌年3月31日までとするものでございます。第19条の4は、第2号部分休業の上限時間の規定で、非常勤職員以外の職員は77時間30分、非常勤職員は勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じた時間とするものでございます。第19条の5は、配偶者の負傷など予測できなかった事実が生じたことにより、子の養育に支障が生じる場合に限り変更が可能とするものでございます。

第20条の改正は、部分休業を取得する場合の報酬額又は給与額の減額の規定でございます。

第21条の改正は、変更した場合の取消しを規定いたします。

附則として、この条例は、令和7年10月1日から施行し、経過措置は令和7年度における第2号部分休業の請求可能期間が平年の半分の6ヶ月となるため、令和7年度における第2号部分休業が請求可能な期間を平年の半分の期間とするものでございます。

補足といたしまして、本条例改正に関する資料をお手元に配付させていただいております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 5番。

子育て中の職員の勤務時間の一部に勤務しないことができるというところで、子育てを支援できるいい施策であると思いますし、ぜひ実行していただきたいんですが、職員さんにとってもよし、住民の皆様へのいわゆるサービスの低下、例えば、たとえ2時間にしろ、いない間の穴埋めと等々につきまして、きちっとした対策が取れているのかどうか、そこら辺あたりをお伺いいたします。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） お答えします。

休業した職員の休んだ場合のその後の業務の対応ということでございますが、この条例改正に限らず、ほかの休業制度・休暇制度がございます。当然、休暇取得をするケースがありまして、それらと同様で、職員の体制については配置を図っておるところでございます。

また、この条例承認以降、そういった制度が拡充されて、そういった機会も増えます。そういったことも考慮して、今後も職員の配置を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 質問ですけれども、特に、特別に事前にそういった申請が出ているところに関しては、余剰的に少しパートの方を増やすとか、そういったことではなくてお互いに、お互いのことであるからカバーし合う、そういった体制ということによろしいでしょうか。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 特に今回の条例改正に関することで職員の配置を変えるということは、今のところはございません。従来どおりの対応でございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 定数が決まっている中で、大変、対策をするのは難しいというのは十分理解できます。

基本的には、やはり私たちは住民サービスが低下しないこと、しかも働く方も安心して働ける環境づくりをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（繁田拓治君） 4番、松下議員。

○4番（松下太一君） 4番。

今の関連ですけれども、従来どおりでやっていくというお答えでしたね。

これ、この議案5号、4号もそうなんですけれども、休みやすい環境が整うということで、今まで以上に休暇が増えると予想されるんですけれども、そんな場合でもやはり残っ

た課で、5人だったら4人でやれよということかな。さっきも山崎議員がおっしゃいましたけれども、パートを、事前にもう分かるはずなので、1人増やしてちょっとでも軽減するとか、そういったお考えはございませんか。

町長、そこらお考えはどうか、お聞きします。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 松下議員にお答えいたします。

まずは、今の職員で本当に協力し合ってやっていくというふうに考えてございます。

やはり、人件費が今上がっておりますので、なかなか厳しい状況です。やはり、残っている職員で助け合いしていくのがいいことなんかなと思っておりますが、その仕事の内容にもよりますけれども、今後、そのときそのときに考えていけたらなというふうには思っております。

○議長（繁田拓治君） いいですか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 美浜町が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 議案第6号 美浜町が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の一層の促進を図るため、トイレ及び駐車場に係るバリアフリー基準を見直すとともに、劇場等の客席に係るバリアフリー基準を新たに定めるものである高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令が、令和6年6月21日に公布、本年6月1日より施行されております。

このことに伴い、地方公共団体が高齢者や障害者等の利用に配慮した特定公園施設の設置基準を条例で定めるに当たって、参酌すべき基準である国土交通省令において所要の改正がなされておりますので、同様に条例を改正するものであります。

このたびの政令の改正により、「第21条」が「第22条」へと繰り下げられましたの

で、条例第3条第6号中で引用されている当該政令条文につきましても、「政令第22条」と改めるものであります。

次に、附則についてでございますが、既に関係する政令及び省令が本年6月1日より施行されておりますので、この条例の施行日は公布の日としています。

補足といたしまして、本条例改正に関する資料をお手元に配付させていただいております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。4番、松下議員。

○4番（松下太一君） 4番。

この都市特定公園、結構あるのかな。それで、どんなところがあるのかと、この対象となる施設というのはどういうことか、お教えてください。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

特定公園施設についてでございますけれども、12ございます。都市公園の出入口及び駐車場と主要な公園施設との経路を構成する園路及び広場、2つ目が屋根付き広場、3つ目が休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲み場、手洗い場、管理事務所、掲示板、標識でございます。これらの12の施設を特定公園施設と称し、バリアフリー化が基本的には義務づけられているという制度でございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 4番、松下議員。

○4番（松下太一君） ごめんなさい、ちょっと僕、聞き方が悪かったんか。この公園はどこにあるのかということなんです。それと、今、対象施設というようなそういったというのは聞いたんですけども、美浜町で存在するのかということをお教えてください。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） すみません、失礼いたしました。

まず、吉原公園がこの条例の基準に適合していなければならないというものでございます。

その吉原公園の中にあるトイレであったり、園路であったりというのがあっていうところになってくる制度でございます。ただ、この制度、基本的には新設する、増設、改修するに当たっては、この定めている条例に適合していなければなりません。既存の施設については努力義務となっておりますので、この制度を遡ってみますと、平成18年にこのバリアフリー化の法律ができました。その頃から今日に至るまで、基本的には既存施設については努力義務とされているところでもあります。そういうところだけ、すみませんが、補足説明させていただきます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。

でも、努力義務なら努力していくんでしょう。努力義務なんで何か努力しないような、何かそんなニュアンスに取りましたけれども、今後も必ず努力していくんですよ。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 基本的には現状を申し上げますと、例えば園路、北側、南側にそれぞれ園路がございます。この園路につきましては、この条例に定められております1.8mの幅が確保されているところがございます。しかしながら、園路の地盤が沈下したり、時には隆起していたりというところは多数ございます。そういったことからしますと、非常に高齢者、それから障害を持たれている方に優しい配慮した施設なのかと言われれば、ちょっといささか疑問が残りますけれども、なかなか現状の状況をやはり総合的に考えますと、やはりそういった部分までの改修というのはちょっとなかなか難しく、今日まで手がつけられていない状況でございます。

しかしながら、やはり細かい点ではできるだけ努力してですね、高齢者・障害者の方に配慮した形でというふうには考えているところではございます。

以上でございます。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 今のご答弁は、まさに町長のおっしゃる優しい町づくりの方向に向かってやっていくと。重ねておかしいですけれども、そういうことに合致しているという考えでよろしいんですよ。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 失礼いたしました。

基本的に抜本的な改修、それに向けての抜本的な改良というところは、今現状のところは考えてございません。ただ、ちょっとした修繕であるとかそういうときにはですね、このバリアフリーという観点も考えながら対応をしていきたいと、そのような思いでの答弁でございました。大変失礼いたしました。

○議長（繁田拓治君） 2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 2番。

以前から、一般質問でも、この件についてやっぱりバリアフリーという意味ではなく、道路の隆起とかああいうところで、やっぱり健常者の人の小さい子どもとかも危ないというような意見が出ていたと思うので、このバリアフリー基準とかいうよりも、やっぱりそういうふうに向向きに考えていっていただきたいと思うんですけれども、その部分のご意見もお願いします。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） すみません。

本当に、例えば園路の路盤のブロックが隆起してくるというような状況もあります。それにつまずいて子どもさんがこけるというのは容易に想像できます。そういった箇所につ

きましてはですね、日々の点検において、やはり改善できる部分、改良できる部分についてはですね、そういった形で軽微な局所的な修繕対策は引き続きですね講じていきます。そのためにも日々の日常的な現地へ出向いてのですね点検が必要かなと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 美浜町が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第7号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第4号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,772万1千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を47億7,876万7千円とするものでございます。

まず3ページ、第2表債務負担行為補正の追加は、新しい美浜の学校教育方針・小中一貫教育学校整備構想等策定業務について、令和8年度に必要な金額を限度額としてお願いするものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

7ページ、地方特例交付金98万8千円の追加は、令和7年度地方特例交付金の決定によるものでございます。

地方交付税3,015万5千円の追加は、財源調整でございます。

県支出金、県補助金、農林水産業費県補助金89万3千円の追加は、農業費補助金で和歌山県多面的機能支払事業に対する県の交付決定等によるものでございます。

繰入金、特別会計繰入金105万5千円の追加は、介護保険特別会計からの繰入金でございます。

諸収入、雑入463万円の追加は、日本緑化センター助成金5万2千円と、過年度障害者自立支援給付費等負担金269万9千円、過年度医療費補助金185万3千円、過年度障害児施設措置費（給付費等）負担金2万6千円は、前年度の実績精算による追加交付分

でございます。

次に、歳出について申し上げます。

11ページ、総務費、総務管理費、一般管理費31万9千円の追加は、新浜集会場敷地へAEDを設置する費用でございます。

財産管理費337万1千円の追加は需用費100万円は修繕費、フロン類漏えい点検料11万6千円は役場庁舎屋上に設置している業務用エアコンがフロン排出抑制法による定期点検の対象機種と判明したことによるものでございます。

庁舎外壁調査委託業務225万5千円の追加は、今年予定している外壁調査委託業務について庁舎内部の調査を追加するものでございます。

青少年対策費9万4千円の減額は、広域青少年補導センターの繰越金の確定によるものでございます。

電子計算費13万4千円の追加は、後期高齢者医療専用端末で利用する庁舎内LAN構築費でございます。

諸費の負担金補助及び交付金1,005万円の補正は、御坊広域行政事務組合の繰越金の確定による85万円の減額と、償還金利子及び割引料は各補助事業の精算による償還金1,090万円の追加でございます。

民生費、社会福祉費、老人福祉費55万円の減額は、介護保険特別会計への繰出金でございます。

13ページ、衛生費、清掃費、塵芥処理費198万6千円の減額は清掃センター負担金で繰越金の確定によるもの、し尿処理費21万8千円の減額はクリーンセンター負担金で繰越金の確定によるものでございます。

農林水産業費、農業費、農業振興費、需用費5千円、委託料60万円、負担金補助及び交付金38万7千円の追加は、和歌山県多面的機能支払事業に対する県の交付決定等に伴うもので、水土里情報システムデータ更新等でございます。

林業費、林業総務費16万7千円の追加は、松保護士講習会参加に係る旅費でございます。

商工費、観光費35万円の追加は、11月に御坊・日高地域で開催される和歌山紀中サイクルフェスタHUB25において美浜町エイドステーションで提供する補給品費でございます。

15ページ、土木費、土木管理費、土木総務費9万1千円の追加は、橋梁メンテナンス研修受講に係る旅費と研修負担金でございます。

土木費、道路橋梁費、道路維持費200万円の追加は、町単独工事で町道和田キャンプ場線の舗装修繕工事、道路新設改良費1,136万9千円の追加は、町道拡幅工事とそれに伴う地積測量図作成手数料や用地買収費等でございます。

消防費、消防施設費15万円の追加は、畜産センター前の防火水槽更新工事による電気通信設備移転補償費でございます。

17ページ、教育費、教育総務費、事務局費1,078万6千円の追加は小学校統合に係る費用で、報償費61万4千円の追加は新しい美浜の学校教育検討委員会委員、旅費64万4千円の追加は検討委員会での視察、需用費3万2千円の追加は検討委員会会議費、委託料929万1千円の追加は新しい美浜の学校教育に関する基本方針及び小中一貫教育学校の整備に関する基本構想・基本計画の策定に係るものでございます。使用料及び賃借料20万5千円の追加は視察におけるバス借上料でございます。

外国青年招致事業費9万円の追加は、外国語指導助手住居給湯器の修繕費等でございます。

社会教育費、公民館費55万円の追加で、旅費3千円の追加は公民館講座講師への費用弁償、需用費54万7千円の追加は浜ノ瀬分館1階エアコンの更新費用や入山分館玄関への国旗掲揚金具の設置費用でございます。

保健体育費、保健体育総務費15万円の追加は、スポーツ全国大会出場補助金の追加でございます。

以上で歳出の補正についてご説明申し上げます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） しばらく休憩します。

再開は10時10分です。

午前九時五十六分休憩

———・———
午前十時一〇分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。

これから質疑を行います。

その前にページ数を指定して、よろしくお願ひします。3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） 18ページです。委託料のところです。新しい美浜の学校教育方針云々というところです。まずですね、費用920万円、もちろん中身、例えば、高額でございます。そんな中で義務づけられているからこれぐらいは要るんやとかというのを、もうちょっと細かく教えていただきたい。

それと今回、そういった920万円も出さんでも自分たちでできないものかということの質問です。先、それお願ひします。

○議長（繁田拓治君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 北村議員のご質問にお答えいたします。

まず、私のほうからは、自分たちでできないものか、その点についてご説明します。あとの部分については、課長のほうからということでもよろしくお願ひします。

小学校統合、そしてそれに伴いまして、小中一貫教育校を開設する、導入して開校するというその流れを決めるに当たりまして、じゃあどう取り組むかということで、教育課内でもけんけんがくがくと言ったらいいんですか、いろいろ議論を重ねてきました。その中

で、先進地の取り組んでいる学校、自治体のところを調査しましても、やはり初めの段階においてはそういうコンサルを入れて、そして指導、助言をもらいながら取り組む、そして最終的な基本方針なりをまとめ上げるという、そういう取組をしているところが多々見受けられます。特に本町のような規模の小さい自治体におきましては、そういうスタッフ、人材にも限りがあります。そういう中で、やはり、そういうことを専門的に取り組んでいる実績のあるところにおいて、指導、助言をいただきながら取り組む、これが最適ではないかなというふうに考えた次第でございます。

その議論の中では、例えば、県の教育委員会にも相談をさせていただきました。というのは、指導、助言をしていただけるのかというあたりのところなんですけれども、この和歌山県下におきましては、和歌山市に義務教育学校がありますけれども、そのほか、公立学校におきましては、小中一貫教育に取り組んでいるところというのは一切ございません。その中で、県の教育委員会のほうもそういう支援体制というんですか、そういうのをやっぱりしっかりできていないということが分かってきました。ということは、県からのそういういろんな面での助言もいただけない。そしたら単独でいいましても、限界があるというんですか。

そういうことで、やはり、そういう実績のあるところにおいて、統合から始まって、この小中一貫教育を導入していく、これはもう大変な方向転換であると思いますし、そして、このテーマもですね、新しい美浜の学校教育の創造というんですか、今までの取組と違って大きく転換する、まさしく新しい美浜の学校教育がスタートするんだと、そういう意気込みというんですか、そういうことを考えたときには、やはり繰り返しになりますけれども、そういう専門的な実績のある、そしてそういう人材も備えてあるところにおいてするのが最適ではないかなというふうに考えた次第です。

先進地の取組におきましても、やはり学識経験者ということで、そういうことにたけた大学教授であるとかを指導、助言者に入ってもらったりしています。それも単独で、どここの誰々をお願いしますと言うたかて、なかなかそういうのは受けてくれるのは難しいかと思うんですけれども、やはりそういうパイプのあるところにおいてお願いすることでそういうつながりもしていただけるということで、今回もそういうことを想定してございます。

ですから、やはりこの単独で町内だけ、この今の現有の組織の中で考えられないかということのご質問に対しては限界がある。そして、一旦動き出したら後戻りはできないということでございます。ですから、本当に新しい美浜の教育をスタートするんだと、そういう意気込みも兼ねて、コンサルにお願いするという次第です。

ちなみですけれども、今、串本のほうでも小学校2校の統合の取組が始まっています。実際もう詳細設計もできて、入札にもかけているというふうにお聞きするんですけれども、この資材高騰のあおりで不調に終わって、3回か4回ですか不調ということで。そこにも同じようにコンサル、小学校の統合ですけれどもコンサルを入れて、やはりこれからのそこは小学校の統合ですけれども、小学校教育の在り方を根本的に見直す、そういうことで

専門家も入れての取組をしているというふうに聞いてございます。

先日、奈良の吉野さくら学園、ここは小中一貫校として開校して間もないところですが、そこにもやっぱり基本方針等の策定の段階では、そういう専門家というんですかコンサルを入れて構想してもらって、その上で進めていたというそういうふうなこともお聞きしてまいりました。確かに予算はかかりますけれども、やはり初め、そういうことをきちんとしておかないと、後々進んでいく中でちょっと待てよというようなことも出てこないとも限らないということで、今回こういう予算についてお願いする次第でございます。以上です。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 金額的な部分でございますけれども、お手元にお配りさせていただいております資料です。令和7年、8年です。700万円程度を要するコンサル業務でございます。そもそも本当に小中一貫教育、なかなか和歌山県では全くなじみのないところでございますので、全国的にですね全国レベルで実績のある教育コンサルタントさんにいろいろご相談申し上げ、小中一貫教育の基本方針、それから小中一貫教育を実践する学校の基本構想、そして基本計画、ここまでの業務でいろいろ相談しアドバイスをもらいながら、今回に至ったところでございます。当然1社だけではなくてですね、最初は3社からスタートし、費用についてもですね、その中からそれぞれのコンサルさんからですね見積書を頂いた上での今回の予算計上というところでございます。

コンサル業務ですので、技術屋さんの人数、それからその単価、そしてその合計に対して諸経費、係数等を掛けていって導き出されるというところでございます。私どもそういった形で見積書を取った結果、一番安価な部分をですね予算計上させていただいていると、こういう状況でございます。

○議長（繁田拓治君） 3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） はい、そうですね、今は納得をしなあかんようなお話で、熱い思いは伝わりました。

会社とか、別に言える範囲であれば、ぜひ言うていただきたいのが1つと。

別紙の紙を見ますと、7年ということでございます、大体できるまでがね。某京都のことも7年と。あそこはたしか7校ぐらいが一緒になって、学校も建て直して地下2階でしたっけ、地上3階のごっつい学校ができていました。7校という数で、地域性もいろいろあるということでお聞きしております。

これ7年もかかるとですね、そこはかかったというのは理解するんですけども、うちから小さい2小学校1中学校で7年かかってしまいますと、もしやもしや、その頃には子どもたちがすごく少なくて、果たしてうまいこといくんやろうかというちょっと不安もございます。この辺一回教えていただきたいですね。

○議長（繁田拓治君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 北村議員にお答えいたします。

このイメージにも書かせてもらっているんですけども、初めの約3年をかけまして、基本方針あるいは基本設計というところに取り組んでいきたいというふうに考えております。

そして、7年もということなんですけれども、実際、今後の子どもたちの人数の想定もしてございます。やっぱり開校当時、7年後を想定したときの開校当初となりますと、やはり各学年1クラス、あるいは学年によっては2クラスのところもあるかなという規模でございまして。そういうことを想定しましたときに、慎重に取り組めばこのぐらいかかる、そしてできるだけ早くということもあるんですけども、やはり、早くやってしまうと最低2クラス、こういう言い方はちょっと適切ではないか分らないんですけども、早くやってしまうえば、やっぱり2クラス各学年、この想定で校舎の配置等も考えていかなければならないかと思うんですけども、すぐに1クラスになってしまうというようなところも予想されています。だからといって遅らせるんじゃないんですけども。ですから、やはりそういうことも想定しながら、最終形というんですか、それも考えていかなければならないというふうには思っているところです。

ただ、しかし、先ほども申し上げましたように、基本方針からきちんと検討して、そして基本構想を積み上げていく中では、やはりこのぐらいの期間というんですか、これはもう致し方ないというふうに考えているところでございまして。

ちなみにですけれども、三尾小学校と和田小学校の統合の際にも、実際、検討が始まったのは、組織を立ち上げたのは平成13年でございます。そのときには、町内3校を1校に統合するであるとか、いろんなことを想定したことからスタートをしたという記憶もあるんですけども、しかし実際統合して開校したのが平成20年ですかということで、やはりそのぐらいの期間を、この場合には校舎の新設というのはなかったわけなんですけれども、やはりこのぐらいの期間をかけて住民の方々、そして保護者のご理解を得ながらということになろうかというふうに思います。

ですから、実際いくまでの準備期間、今回も3年を予定しているわけなんですけれども、これはやっぱりもう必要最低限の期間である。それから、実施設計、建築というふうになった場合には、これぐらいの期間になってしまうということでご了解いただきたいと思っております。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 北村議員にお答えいたします。

業者名ですけれども、特段隠すつもりはないんですけども、私ども、まだまだ参考までに見積書を徴取したというレベルの状況でございまして。今後、業者の決定についてはですね、公募型プロポーザル方式でですね決めていきたいと考えているところでございまして。なので、ちょっとこの場では業者名はお答えさせていただくのはちょっと遠慮させてもらって、なお、また休憩時間にお示しさせていただきます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 7番、谷重幸議員。

○7番（谷重幸君） 7番。

教育委員会なりの思いというのは、なるべく慎重に、具体的にしっかりとした準備で進めたいという思いの予算かと思えます。コンサル云々も出てきましたけれども、一つ、コンサルの関わり方というんですかね、恐らくいろんな意見も出る場面もあるでしょう。検討委員会とかいろんな会議体が多分開かれていくんだろうと想像はできるんですけども、コンサルさんの関わり方ですね、実際そのようなコンサルさんもこのようなメンバーの中に入っていて具体的に進んでいくんとかかね。

軽いイメージでいくと、例えば今後の美浜の云々の中で、例えばこのお金をかけてコンサルさんに頼んで、きれいな文字が並んだ1冊の冊子ができると。それではちょっとやっぱり何かこう寂しいようなイメージも勝手にできたりもするので、その辺もあって北村議員も言われたんかなというところもあるんですけども、今後の進んでいくに当たってのコンサルの関わり方、ここをちょっともう少し具体的に何かイメージいただければと思います。

あと別ペーパーでスケジュールイメージ、出ていますけれども、これはあくまでもイメージだということなんでしょうけれども、恐らく、本来であればこういう工程もね検討委員会の中、具体的な会議が進んだ中でいろいろこう決まっていくもんかなとは思いますが、恐らく教育委員会がこの方針で出せば、ある程度はこれで進んでいくと思うんですよ。北村議員も言われたように、時間的な心配も、恐らく皆さん、議員さんも心配もされているかなというところもあるので、その辺のちょっと意見も一緒にいただければと思います。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

関わり方でございます。お手元の資料の1枚目のですね一番下段の部分ですけれども、このような形で十数か月を進めていく計画でございます。そこにはですね、検討委員会でもですね、まず今年度で5回、来年度は9回、それに加えてワークショップも3回開かせていただく。さらには、地域保護者の方への説明会もそれぞれの校区に分かれて等々で、今のところはイメージを持っているところでございます。

検討委員会、説明会、ワークショップなどには、全てコンサルの方が同席していただいて、美浜町のそれぞれの立場におけるご意見を全部聞き取ってもらいます。肌で感じてもらいます。それは保護者の今、小学生の方の保護者の意見、さらにはこれから小学校に上がろうといわれるゼロ歳から5歳児までの保護者の方の意見も全部コンサルさんに聞いていただいて、それを踏まえての方針であったり、学校の構想であったり、学校の計画を立てていくところでございます。

なので、いろいろ私どもも業者さんと相談させていただくのはやっぱり住民の皆さん、広く住民という言葉でまとめさせていただきますけれども、住民の皆様のお声を踏まえて

学校をつくっていくと、そういう形のスタンスは大事ということでおっしゃってくださっているところもありますので、そういった中で、きれいな文章も、当然高度な専門的知識と技術とそれから豊富な経験に基づいて、方針案、計画案、構想案、原案をつくっていただくんですけども、そこにはやはり地元に出向いていただいて、じかに声を聞いていただいた上でのそれぞれの策定というふうに、今のところ私どもは考えているところがございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） 教育長、やっぱりその思いはよく分かります。ただ、子どもたちがいかにして早く学校教育になじめるかというのが、やっぱり一番のポイントだと思います。某京都の学校も、多分うちもそうですけれども、うちなんかは公立なんで、例えば失敗したら、失敗できやんとかいう背景もあると思うんですけども、できるだけ早くしてあげて、早くそこになじめるように、子どもたちがまだたくさんいる中で急いでやるなら、もうやるなら急いでやるのが私はベストだ、というたら一般質問なるんで、どうですか。

○議長（繁田拓治君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 北村議員のご質問にお答えいたします。

その思いは同じでございます。やっぱりできるだけ早くということ、この工程を示させていただきます。そして、これはまた最終的には検討委員会等々の中でも確認をしながらということなんですけれども、やはり、早められるところは早めて、できるだけ早く開校したい。そういう思いで今後取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 12ページです。AEDの件なんですけれども、新浜集会場に設置されるというふうに今伺いましたが、これ24時間対応できるという形になるのでしょうか。ならないのでしょうか。お尋ねします。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） お答えします。

このAEDにつきましては、松原地区に従来24時間利用できるものがないということからのことでの設置でございます。具体的には24時間の使用が可能とするものでございます。集会所の外壁にですねボックスを設けまして、そこへ外づけするということとなりますので、24時間のいつでも使用が可能となるものでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 今、碓井議員が聞いたこと聞いたんですけども、同じところに監視カメラって、そのAEDを監視するカメラなんですか。それとも違うところを監視するカメラ。この意味合いがよく分からなくて、どっか別のところに監視カメラを設置

されるのでしょうか。それとこれは1基分なんですかね。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） お答えします。

監視カメラにつきましては、このAEDを監視する用のカメラでございます。このAEDにつきましては、リースでの使用ということになりまして、その使用につきましては結構高額なものとなりますので、他市町の事例も考えまして、AEDの設置と同時に、以前設置する際の懸念事項としましては、盗難であったりそういったいたずらということも懸念していたこともありました。そういうこともありまして、併せて監視カメラを設置することに至った次第でございます。設置台数については1台です。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 8番、古山議員。

○8番（古山経生君） 8番、古山です。

14ページのところでちょっと教えていただきたいのですが、水土里情報システムデータ更新委託と、あとその下の18番で多目的機能支払交付金とは、これは何でしょうか。

○議長（繁田拓治君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えします。

まず、水土里情報システム更新委託料ですけれども、これは和歌山県土地改良連合会が作成しています水田また畑の航空地図にですね所有者、あと番地であったりですね、誰が今耕作しているとか、そういうふうな情報を入力しているシステムでございます。

それと、多目的機能支払交付金ですけれども、これは和田にですね多目的機能を担う団体がございます。その春でいうと、こういうような水路の掃除であったりですねそういうようなことをやってくれているんですけれども、今回、その部分についてまだやりたいことがあるというふうに伺っていますので、補助金の申請をしたというようなことでございます。具体的にはですね休耕地対策、また、稼働してない次期の田んぼにですねレンゲなんかを植えてやりたいなというふうなお話は聞いております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。

先ほど一緒に聞いたらよかったですね。12ページのこの庁舎外壁調査委託業務、外壁調査に関わる屋内の云々でしたけれども、庁舎の外壁って今のところ、ざくっとどれぐらいを考えられているのかなというのを、分かっているのであればお教え願いたい。

それと、その下のほうに庁舎のLAN構築費というのは、これはやっぱりもう随契で今までの業者にやってもらったんですか。

その2点、お願いします。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） お答えします。

まず、庁舎外壁調査についてですけれども、今年度の予算におきましてこの予算は計上させていただいております。庁舎の外壁、いわゆる役場の外側のタイル地になっているところなんですけれども、昭和55年設置以降、1回の修繕工事を施してございますが、それ以降も30年以上経過してございます。計上の施設調査におきましても、一部破損であったり、異音がするところが確認されておるところで、検討し、この調査外壁の工事をするというに至った次第でございます。

工事に先立ちましては、今年については、工事の工法であったり、箇所であったりというところを調査して、その工法、規模等を決定するものでございます。

あと、また今回補正をお願いしているものにつきましては、当初予算については、内部も同じようにタイル地の素材を使っております。修繕につきましても、外壁の修繕以降、1回施してはございますが、これも経年劣化の状況が見受けられまして、一部剥がれているところもありまして、この際ですね、内部のほうも併せて調査しておくのが効率的ということからの補正予算措置でございます。

庁舎内LANの構築費につきましては、今現在、国保連合会とのやり取りの専用の端末がありまして、そこのやり取りの専用のLANの構築でございます。従来、場所については、今の子育て健康推進課のところに設置していたところでございますが、かがやく長寿課のほうへ業務が後期は変わったということで、今まではそこの場所へ職員が移動して使っていたんですけれども、そういった不便さから、今回のLANの構築移設に至った次第でございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 質問の仕方が悪かったのか、自分としては庁舎外壁、この工事というか事業自体の予算というんですか、総工事費をどれぐらいと考えているのか、分かれば答えてほしいと。

いや、実は一般質問の中で、町長との庁舎云々で、全くそれをもって予算をしているわけじゃないですけれども、かなり大きな額を考えられているんだなとか、大きな額が考えられるんだなというふうなお話があったので、この機会に今、担当課のほうでそういう見積りという用語弊ありますけれども、考えている数字があるのであればお示し願いたいということと。

庁舎内LANのほうは内容じゃなくて、した工事が今までやっているところと随契でしたのかということ聞いたつもりだったんですが、再度お答え願えますか。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 外壁工事の規模でございますが、今つかんでいるところでは1億円以上の規模をつかんでございます。

この庁舎内のLANの構築につきましては、随契といいますか、サイバーリンクスのほ

うでの依頼を想定してございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 5番。

ページ、16ページの道路新設改良費のところですけども、これは町単工事で、どの場所なのかというあたりと、あとその下にあります財産購入費のところは82万円とあるのは、これも同じような関連で一連の事業でしょうか。

○議長（繁田拓治君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えします。

町単工事ということでございまして、1か所はですね、新浜地内になります。ここはですね、以前から消防車が通りにくいとか通らないというようなところで、ここについてはですね、地権者2名の方がおられるんですけども、両方とも土地を寄附していただいて、そこを拡幅するというところでございます。具体的にはですね、酒井商店という酒屋さんがあるんですけども、その近くのところになります。

もう一か所はですね、入山地内でございまして、入山地内でございまして入山には例古橋という橋がございます。例古橋からですねスタンドみちさんという居酒屋さんみたいのがあるんですけども、そこを3年かけて地元の協力を得ながらですね拡幅してきました。今年度、最終北側のところを拡幅して広がるんですけども、また例古橋の近くの方がまた用地を提供してくれるというようなことで、例古橋からもう一体的にずっと広がっていく、5mに広がっていくというような形になります。

あともう一か所がですね、本ノ脇地内になります。本ノ脇でございまして、実はここ町道ではあるんですけども、松葉堆肥の置場にもなっています。以前ですね、これも土地をご寄附いただいた場所で町有地になっているんですけども、そこに松葉堆肥を置いてると、そこで製造しているというような形になっています。松葉堆肥の置場も少し少なくなってきていますのと、この辺りは、津波による浸水の心配がない区域になっていますんで、そういうところも含めて、実はもらったところの石垣なんかですね崩れてきていたんです。石垣を直すに当たって約30メートルあるんですけども、これ工事費算定しますとかなりの高額になるというようなことで、それならば土地を譲っていただけないかなということで交渉いたしまして、この土地の購入費用共々工事費として計上していくというようなことでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） 13ページです。清掃費、塵芥処理費とし尿処理費、これ両方なんですけども、単純に人口が減って、こうなっているものなのか、それとも私もちょっと勉強不足かも分かりませんが、前年度、前々年度比からこうして、ちょっと言葉は難しいですが、余らしているということなのか、この辺両方えらい差があるので、ちょ

っと教えてください。

○議長（繁田拓治君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 人口が減っているとかそういうことでもなくて、単純にですけれども、繰越金の決算においてこの額が余ってきたということで、その分の今年の負担金が下がった。下げるといって、人口どうこうという話ではないということです。

○議長（繁田拓治君） 4番、松下議員。

○4番（松下太一君） 16ページ、先ほど山崎議員からの質問のあった町単工事に係る補償補填、それと消防費の補償補填、これは道路拡幅の場合、必ずと書いていいほど電柱の移転という問題が出てくると思うんですけれども、この電柱、結構安いと思ひまして。普通トランス乗ってあったり、なんやしたら百何十万円とかいってくるのかなと思うんですけども、これ17万円、15万円、何かこれどういう電柱を言うんでしょうかね。

○議長（繁田拓治君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えします。

電柱の移設ですけれどもいろいろございまして、松下議員もよくご存じやと思うんですけれども、トランスであったりですね高圧であったり、あと今であると光ファイバーというかネット回線、例えばe oであったりNTTであったりというようなところもあるんですけれども、今回の場合そういうところがないというようなことで、これぐらいの金額になっておるといようなところでございます。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 松下議員にお答えいたします。

消防費の補償補填及び賠償金におけます電気通信設備移転補償費15万円でございます。これにつきましては、和田西地区にあります畜産センター前のですね防火水槽の更新工事に伴うものでございます。令和6年度で設計委託を行いまして、本年度で当初予算におきまして更新工事の予算を計上してございます。その工事を実施するに当たりまして、関西電力様の架空配電線、いわゆる引込線を移設する必要がありますので、移転の補償費を計上させていただきます。

以上でございます。

○議長（繁田拓治君） 7番、谷重幸議員。

○7番（谷重幸君） すみません、ちょっと戻ります。

AEDのカメラ、あくまでもAEDを見守るカメラということでもいいですか、ほんまに。それ、例えばそのカメラでAEDが映っているところを想像すると、どうなんでしょうね。別に使う人を選ぶわけではないのでいろんなパターンがあるかとも思うんですが、これ、ほかのAEDはカメラはついてましたっけ。よく分からないんですけれども。これがほんまに必要なかどうかというのは一つ考えるとこかなと。反対はしていないんですけれども。

例えば新浜集会場でしたっけ、これは。例えば新浜集会場が全体を見渡せる中で、その

中にAEDが映っているよぐらいのテンションであれば分かるんですけども、何かAEDを見守るカメラというのがどうもね。あんまり言ってもあれですけども、町の持ち物に全部カメラ、道にしたって、道のグレーチングに全部カメラ仕掛けるんかというたらそんなことはないと思うんでね。この辺がちょっと、これにこだわって質問しているわけではないんですけども、何かもう少しこう腑に落ちるような説明いただけたらと思います。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 今回のAED設置につきましては、以前からの協議によるものでもございます。先ほども申し上げましたが、盗難またいたずらということも、以前の検討の中で、それによって至らないという考えもあった中から、今回の設置に至ったことでもございます。また単体で購入する場合は約40万円程度という費用もかかるものでもございまして、外づけてということから、そういったことから監視カメラも設置しておこうということに至った次第でございます。

また、以前から新浜区からの要望の中でも監視カメラの設置というのもございました。それに合わせてということもありませんが、少なからずそういったことも考慮の一端にもございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 7番、谷重幸議員。

○7番（谷重幸君） どうどう言いましょうかね。町長、カメラ要りますか。最後にします。このカメラの話は。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

まず、これは初めての外へのAEDの設置でございます。やはり初めてですので、こういういたずらされるとどうしてもAEDって電気ショックが起きますので、まずはAEDを見守るとのこと。それとほかにも、AEDだけじゃなくてほかにも映ることもあるので、防犯カメラのそういう要素も兼ねてできればいいなというふうには考えます。そういうカメラがあると、どうしても警察の方も見せてくれるというのが結構ありますので、設置しておいたらいいなというふうには考えています。

○議長（繁田拓治君） 7番、谷重幸議員。

○7番（谷重幸君） それであると新浜集会場に監視カメラをつけたいというほうが何かいい気がするんですけどもね。やっぱり駐車場とかいろんなことも起こる可能性もあると、道も見たいと、何かあったら警察にも提供したいと。AEDを見るためのカメラというからやっぱりおかしくなると思うんですよ。感覚的な問題だけなんやと思うんですけども。例えば新浜区から要望もあったと。多分、区長さんなりにいろんな、周りで何か起こったときにいろんな心配もされているんやと思うんです。なら、そのほうがいいと思いますけれどもね。もう予算は上がってきているんで訂正も修正もないでしょうけれども、最後、ちょっとそこだけ意見をください。終わります。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） お答えします。

繰り返しの意見になりますけれども、大きな目的としては、やはり盗難防止ということの観点がございますのでこの設置に至った次第でございます。今言われるようなカメラの設置についても、現場で一旦見ているんですけれども、ちょっと設置するには全体的に映すのは難しいかなというのは、現場でもちょっと見ておるところなんです、改めてその点も設置する際には考慮して判断したいと思います。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 7番、谷議員。

○7番（谷重幸君） 多分、盗難を考えると、例えば映像が映っていると、これが使う人なのか盗んだのか。例えば新浜集会所にAEDがあることを知っている御坊の人が持っていかも分からない。映像にあんまり何かこう値打ちがないような気がするんです。使う人を選んでいるわけじゃないので。何かちょっと伝わりますか、言いたいことは。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

まず、本当にAEDが戻らなかった、やはりそのときにカメラを見て、ごみと一緒になんです。ごみも置かれてずっと残っている。そして残ったときに後で確認させていただくんです、カメラを。ちょっと分かりにくかったら、いろんな目で見させてもらいます。それと一緒に、本当にこれが戻らなかったときは、それを解析するというような意味があります。

以上です。

○議長（繁田拓治君） ないですか。2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 2番。

18ページです。今回もスポーツ全国大会の出場補助金がございます。詳細をお願いします。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 今年度、小学生から申し上げます。剣道1名、バレーが3名、相撲が1名、少年野球チーム。中学生、野球が3名、ゲートボールが5名、プラス指導者が1名、これで合わせますと68万円の支出予定見込みということでございますので、今現状の予算が58万円ということですので10万円足りません。今回15万円でまず足りない10万円を補填させていただくとともに、今後まだ秋冬とですねひょっとしたらあるかも分かりませんので、ちょっと5万円だけ備えさせていただくと、そういうような状況でございます。

○議長（繁田拓治君） よろしいですか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） そしたら、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 議案第8号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,151万9千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を9億3,500万4千円とするものでございます。

歳入からご説明申し上げます。

6ページ、国庫支出金、国庫補助金、子ども・子育て支援事業費補助金564万3千円の追加は、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修費補助金でございます。

前年度繰越金29万円の追加は、財源調整によるものでございます。

諸収入、雑入、過年度国民健康保険診療報酬精算分558万6千円の追加は、前年度の診療報酬の確定による精算分でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8ページ、総務費、徴収費、賦課徴収費、委託料564万3千円の追加は、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う電算システム改修費でございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金、普通交付金償還金560万4千円の追加は、前年度に交付を受けた普通交付金の確定による精算分でございます。

国民健康保険関係事業費補助金償還金27万2千円の追加は、前年度に交付を受けた補助金の実績に伴う精算分でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） ありませんね。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第9号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,682万2千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を9億940万6千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

6ページ、繰入金、一般会計繰入金55万円の減額は、介護給付費繰入金の増額と事務費繰入金の減額によるものでございます。

繰越金の追加は、前年度繰越金1,783万8,754円のうち、今回1,642万1千円を予算化し、財源調整するものでございます。

諸収入、雑入95万1千円の追加は、前年度事業実績の精算により支払基金から交付される精算分でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費65万円の減額は、御坊広域行政事務組合の介護認定審査会運営費分担金の確定によるものでございます。

保険給付費、介護予防サービス等諸費、介護予防福祉用具購入費30万円、介護予防住宅改修費50万円の追加は、実績見込みによるものでございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金1,561万7千円の追加は、前年度事業実績の精算による国、県、支払基金への償還金でございます。

諸支出金、繰出金、他会計繰出金105万5千円の追加は、電算システム改修事業補助金等の精算による事務費分を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第10号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ176万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億8,135万8千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

6ページ、国庫支出金、国庫補助金、子ども・子育て支援事業費補助金176万円の追加は、電算システム改修費用に伴う補助金でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費176万円の追加は、令和8年度から保険料に子ども子育て支援金分が新たに含まれる制度施行に向けて、電算システムを改修する費用でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 誠に多分恥ずかしい質問になるかも知れませんが、調べたらいいのかわかりませんが、後期高齢者医療特別会計という名前なのに、子ども・子育て支援分の制度移行とどういう関係があるのか。もちろん全て、全然歳出は一般財源でもありませんし、町の懐が云々というわけでもないんですが、後期高齢者という保険やのに子ども・子育てとということどうリンクするのか。何か制度上、そないになるんでしょうけれども、何かそこをご説明いただけるのであればお願いいたします。

○議長（繁田拓治君） かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 谷進介議員にお答えします。

この子ども・子育ての支援事業の関係ですけれども、これは各医療保険に対して支援分ということでお金が発生してきます。それで、後期高齢者医療の部分に対しても支援金として、今、国から来ている資料によりますと、1人当たりの月額平均負担額については、平成8年度見込みでいきますと200円が1人当たり月額で負担する形になるようになります。それで後期高齢者医療制度に加入されている方の支援金の中身では、低所得者の方については軽減されるというようなそういう制度になるという資料が今のところを来しております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷議員。

○9番（谷進介君） 今のご答弁で理解したのが、要は後期高齢者医療に入っている被保険者の方は1人当たり、今ざくっとですけれども200円ぐらい、この子ども・子育て支援金のほうに払わなきゃならないという理解でいいんですか。

○議長（繁田拓治君） かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） お答えします。

今、谷議員言われたように、各医療保険制度に対してそういう負担が増えるという形で、後期高齢者医療に加入されている方については、1人当たり平均しますと月額200円を支援分として納めなければならないと、そういう形になります。

以上です。

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第10号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

塩崎教育長に申し上げます。本件の審議終了まで退場願います。

（教育長退場）

○議長（繁田拓治君） 本件、直ちに質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

○議員 （起立多数）

○議長（繁田拓治君） 起立多数です。したがって、議案第11号 教育委員会委員長の任命については、同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

午前十一時一〇分休憩

————— . —————

午前十一時一〇分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。

ここで塩崎教育長からご挨拶を申し上げたいとの申出があります。これを許可します。
塩崎教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

ただいま簗内町長から付議がありました私の教育長任命につきまして、本議会の同意をいただきましたことにより、10月1日から改めて美浜町教育長に就任させていただくことになりました。

今、3期目の就任を控え、美浜町の教育長という職責の重さに緊張感を感じるとともに、それを誠心誠意をもって全うするという決意を新たに抱いているところでございます。新たな気持ちで皆様方のご理解とご支援を賜りながら、誠実に本町教育行政の根幹であります幼児教育及び学校教育並びに生涯学習の推進と振興を推進してまいりたいと存じます。

中でも、この任期中には、補正予算の議事でもご審議、ご承認をいただきました小学校統合と小中一貫教育校の設置に向けて、その根幹となります基本方針及び基本構想基本計画の策定作業に注力し、児童生徒、保護者をはじめ、町民の皆様方に賛同していただける学校づくりを目指したいと考えます。

今後とも、議員の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（繁田拓治君） 日程第13 議案第12号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件、直ちに質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第12号 教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前十一時十四分散会

再開は明日18日午前9時です。

ご苦労さんです。